

【薬物の乱用とは…】

薬物の乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的にない薬物を不正に使用することをいいます。精神に影響を及ぼす物質の中で、習慣性があり、乱用され、又は乱用される恐れのある薬物として、覚せい剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬、シンナー等があり、これらの取扱いが法令により禁止又は制限されています。

DRUG 2010

薬物乱用のない社会を

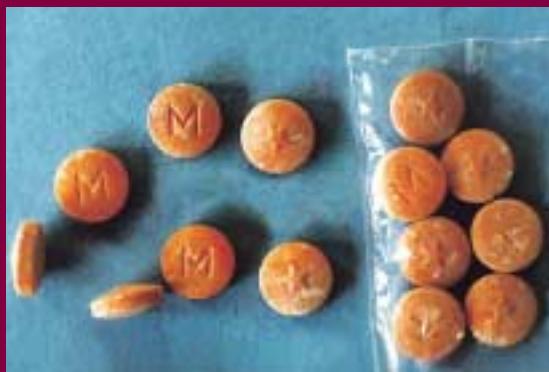
警察庁

NATIONAL POLICE AGENCY

薬物の種類と害悪



結晶状の覚せい剤



錠剤型覚せい剤「ヤーバー」



押収された覚せい剤原料エフェドリン

1. 覚せい剤

「覚せい剤取締法」では、一般名メタンフェタミン、アンフェタミン及びその塩類並びにこれらを含有する物を「覚せい剤」として規制の対象としています。

覚せい剤は、主に麻黄（マオウ）という植物から抽出されたエフェドリン等を原料として、化学的に合成して製造され、形状は主に白色の粉末や無色透明の結晶で、無臭でやや苦みがあります。俗に「シャブ」、「クスリ」、「S（エス）」、「スピード」等と呼ばれています。また、通称「ヤーバー」と呼ばれる錠剤型の覚せい剤もあります。

乱用方法は、覚せい剤の水溶液を注射する方法が一般的ですが、他には、粉末を火であぶって煙を吸ったり、飲み物に入れて飲むといった方法もあります。

覚せい剤には、神経を興奮させる作用があり、乱用すると眠気や疲労感がなくなり、頭が冴えたような感じになります。しかし、そのような効果も数時間で切れ、その後は激しい脱力感、疲労感、倦怠感に襲われます。

覚せい剤は、特に依存性が強く、乱用を続けると、覚せい剤精神病の状態になり、壁のしみが人の顔に見える、いつもみんなが自分を見て悪口を言っている、警察に追われている、だれかが自分を殺しに来るなどといった幻覚や妄想が現れるほか、時には錯乱状態になって、発作的に他人に暴行を加えたり、殺害したりすることがあります。そして、このような症状は、乱用を止めても長期間にわたって残る危険性があります。

また、大量の覚せい剤を摂取すると、急性中毒により、全身けいれんを起こし、意識を失い、最後には脳出血で死亡することもあります。



2. 大麻

大麻とは、アサ科の1年草である大麻草とその製品をいい、「大麻取締法」で規制されています。

大麻には、大麻草の葉を乾燥させた乾燥大麻（「マリファナ」、茶色又は草色）、樹脂（やに）や若芽をすりつぶして固めた大麻樹脂（「ハッシュ」、暗緑色の棒状又は板状等）、葉や樹脂から成分を抽出した液体大麻（「ハッシュオイル」、粘着性のある暗緑色又は黒色のタール状の液体）があります。

大麻の乱用方法は、煙を吸う、そのまま食べる、溶液として飲むなどがありますが、通常は乾燥した葉等をキセル、パイプ、水パイプ等を使用して吸煙します。

大麻を乱用すると、一般的には、**気分が快活、陽気になり、よくしゃべるよう**になるといわれていますが、その一方で、視覚、聴覚、味覚、触覚等の感覚が過敏になり、変調を来したり、現在、過去、未来の観念が混乱して、思考が分裂し、感情が不安定になったりします。このため、興奮状態に陥って、暴力や挑発的な行為を行うことがあります、さらには、幻覚や妄想等に襲われるようになります。また、毎日ゴロゴロして何もやる気のない状態となる**「無動機症候群」**に陥ることもあります。

初めての乱用で大量の大麻を摂取すると、**意識障害を伴う中毒性精神病**の状態になることがあります。

身体的な影響としては、吐き気、めまい、筋力の低下、平衡感覚の障害等が現れるほか、大麻の常用が生殖機能に支障を來し、不妊、流産、胎児の死亡を起こしたり、染色体異常の原因となるとの報告があります。



大麻草



乾燥大麻



大麻樹脂



3. MDMA・MDA

※¹ MDMA・MDAは、覚せい剤と似た化学構造を有する薬物で、けしやコカ等の植物からではなく、他の化学薬品から合成された麻薬の一種で「麻薬及び向精神薬取締法」で麻薬として規制されています。

MDMAは、俗に「エクスタシー」等と呼ばれ、本来は白色粉末ですが、多くは、様々な着色がされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されています。

MDAは、乱用者の間では「ラブドラッグ」等とも呼ばれ、白色粉末ですが、MDMAと同じく錠剤の形で密売されています。

MDMAとMDAの薬理作用は類似しており、視覚、聴覚を変化させる作用がありますが、その反面、不安や不眠などに悩まされる場合もあります。

また、強い精神的依存性があり、乱用を続けると錯乱状態に陥ることがあるほか、腎・肝臓機能障害や記憶障害等の症状も現れることがあります。

※¹ MDMAは、化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン」(3,4-Methylene-dioxymethamphetamine)の略名です。

※² MDAは、化学名「3,4-メチレンジオキシアムフェタミン」(3,4-Methylene-dioxyamphetamine)の略名です。



MDA



コカの木



コカの葉



コカイン粉末

4. コカイン

コカインは、南米産のコカの木の葉を原料とした薬物で、無色の結晶又は白色の結晶性粉末で、無臭で苦みがあり、「麻薬及び向精神薬取締法」で麻薬として規制されています。

コカインは、鼻粘膜からの吸引のほか、経口による方法で乱用されています。

コカインには、覚せい剤と同様に神経を興奮させる作用があるため、気分が高揚し、眠気や疲労感がなくなったり、体が軽く感じられ、腕力、知力がついたという錯覚が起こります。しかし、覚せい剤に比べて、その効果の持続時間が30分程度と短いため、精神的依存が形成されると、一日に何度も乱用するようになります。

乱用を続けると、幻覚等の症状が現れたり、虫が皮膚内を動き回っているような不快な感覚に襲われて、実在しないその虫を殺そうと自らの皮膚を針で刺したりすることもあります。

コカインを大量に摂取すると、呼吸困難により死亡することがあります。



5. ヘロイン

ヘロインは、けしを原料とした薬物で、けしからあへんを採取し、あへんから抽出したモルヒネを精製して作られ、「麻薬及び向精神薬取締法」で麻薬として規制されています。

純粋なヘロインは白色粉末ですが、純度の低いものに灰色や灰褐色のものもあり、粉末のほかに棒状、粒状等さまざまな形状のものがあります。

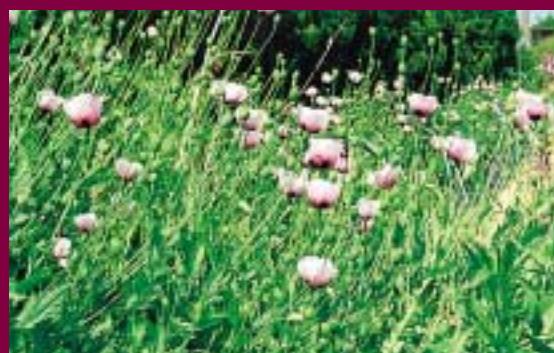
一般的には無臭ですが、中には酢酸の臭いのするものもあります。

ヘロインは、静脈注射のほか、火であぶって煙を吸う方法、吸引具により吸引する方法、経口による方法で乱用されています。

ヘロインには神経を抑制する作用があり、乱用すると強い陶酔感を覚えることから、このような快感が忘れられず、乱用を繰り返すようになり、強い精神的依存が形成されます。

さらに、強い身体的依存が形成され、2~3時間ごとに摂取しないと、体中の筋肉に激痛が走り、骨がバラバラになって飛散するかと思うほどの痛み、悪寒、嘔吐、失神などの激しい禁断症状に苦しむこととなり、あまりの苦しさから精神に異常を来すこともあります。また、大量に摂取すると、呼吸困難、昏睡の後、死に至ります。

ヘロインは心身への影響が非常に強いことから、医学的な使用も一切禁止されている大変危険な薬物です。



けしの花



ヘロイン

6. あへん

あへんは、けしから採取した液汁を自然に凝固させたもので、黒褐色で特殊な臭気（アンモニア臭）と苦味があります。原料であるけしの栽培やあへんの採取、あへん及びけしがら（けしの麻薬を抽出することができる部分）の輸出入、所持等は、「あへん法」により規制されています。

あへんは、調整したあへん煙膏として特殊なキセルに塗って炎にかざし、出てきた煙を吸引する方法や経口による方法で乱用されています。

あへんには神経を抑制する作用があり、乱用すると強い陶酔感を覚えますが、精神的、身体的依存性を生じやすく、常用するようになると慢性中毒症状を起こし、脱力感、倦怠感を感じるようになり、やがては精神錯乱を伴う衰弱状態に至ります。



あへん

7. 向精神薬

向精神薬は、中枢神経系に作用して、精神機能に影響を及ぼす物質で、その薬理作用によって鎮静剤系と興奮剤系に大別されます。

向精神薬は、ほとんどが医薬品として流通していますが、医師の指示によらずに乱用すると、感情が不安定になる、判断力が鈍くなる、歩行失調になるなど、心身への障害が生じ大変危険なため、その不正な取引は、「麻薬及び向精神薬取締法」により規制されています。



向精神薬(トリアゾラム)

8. その他の麻薬

・LSD

* LSDは、合成麻薬の一種で、「麻薬及び向精神薬取締法」の規制の対象とされ、水溶液を染み込ませた紙片、錠剤、カプセル、ゼラチン等があり、経口又は飲み物とともに飲むなどして乱用されています。

LSDを乱用すると、幻視、幻聴、時間の感覚の欠如などの強烈な幻覚作用が現れます。特に、幻視作用が強く、ほんのわずかな量だけで、物の形が変形、巨大化して見えたり、色とりどりの光が見えたりする状態が8~12時間続きます。

また、乱用を続けると、長期にわたって神経障害を来すこともあります。

※LSDは、化学名「リゼルギン酸ジエチルアミド (Lysergic acid diethylamide)」の略名です。

LSD(紙片)

LSD(錠剤)

マジックマッシュルーム

・マジックマッシュルーム

いわゆる「マジックマッシュルーム」は、麻薬成分であるサイロシン、サイロシンを含有するキノコ類の俗称で、これを摂取すると幻覚作用が現れることがあります。マジックマッシュルームは、平成14年6月、「麻薬及び向精神薬取締法」の麻薬原料植物として指定され、その栽培、輸入、譲渡、譲受、所持、施用等が禁止されています。

マジックマッシュルームを食べて幻覚が現れ、攻撃的な行動や自殺を試みる例があります。

・ケタミン

* ケタミンは、我が国においては、昭和45年から人を対象とした医薬品として市販され、現在では、動物用医薬品としても用いられているのですが、平成19年1月に「麻薬及び向精神薬取締法」の麻薬として指定され、輸入、輸出、譲渡、譲受、所持、施用等が規制されています。薬理作用として、麻酔・鎮痛作用を有し、幻覚作用もあり、血圧降下、頻脈、脳脊髄液圧上昇、脳血流量増加、呼吸抑制等の作用があります。

国内では、「K」、「スペシャルK」等と呼ばれて、主に粉末のものが密売されており、国内で押収されたMDMA等錠剤型麻薬にケタミンが混合されている事例も、数多く報告されています。ケタミンの乱用に起因するものと考えられる死亡事例が発生しているほか、アジア、欧州、北米の多くの国において乱用が報告され、深刻な問題となっています。

※ケタミンは、化学名「2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサン」の別名です。

ケタミン



LSD(紙片)

LSD(錠剤)



マジックマッシュルーム



ケタミン

9. シンナー等有機溶剤

シンナーとは、塗料を薄めるために使用される**有機溶剤**のことをいい、その成分となる**トルエン等**とともに、「**毒物及び劇物取締法**」により、その乱用等が規制されています。

シンナー等の有機溶剤を乱用すると、神経が抑制されてぼんやりとし、酒に酔ったような感じになります。

乱用を続けると、集中力、判断力が低下し、何ごとにも無気力になるほか、**幻覚や妄想などの症状**が現れます。

また、身体に与える影響も大きく、心臓、肝臓、腎臓、呼吸器系、生殖器官等の各種器官に障害が起こります。特に恐ろしいのは、乱用によって**大脳が萎縮**し、一度破壊された脳の働きは、たとえ乱用をやめても決して元には戻らないことです。

さらに、大量に吸入した場合には、呼吸中枢が麻痺するなどにより、**窒息死**することもあります。



押収されたトルエン

10. 違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）

違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）とは、麻薬等と同様に多幸感、快感等を高めるものとして、「**合法ドラッグ**」等と称して販売されている製品ですが、乱用者自身の**健康被害**の発生にとどまらず、麻薬、覚せい剤等の乱用の契機（ゲートウェイ）となることも懸念されるとともに、**犯罪に悪用**されるおそれもあります。

「**薬事法**」により、幻覚等の作用を有する45種類の物質が「**指定薬物**」として、医療等の一定の用途に供する場合を除いて、その製造、輸入、販売等が禁止されています。（平成21年10月21日現在）



違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）

※写真の製品は、平成17年12月に厚生労働省等が輸入販売業者に対して実施した立入検査において判明した薬事法違反製品です。



薬物乱用による弊害

覚せい剤や麻薬等は、それを乱用する人間の精神や身体をボロボロにし、人間が人間として生活を営むことができなくなるだけでなく、場合によっては死亡することもあります。

また、薬物の乱用による幻覚・妄想が、殺人、放火等の凶悪な犯罪や交通事故を引き起こすことがあるなど、乱用者本人のみならず、周囲の人、さらには社会全体に対しても、取り返しのつかない被害を及ぼしかねないものです。

こうしたことから、覚せい剤、麻薬等の使用、所持などは法律により厳しく禁止されています。

「薬物取締関係法の主な罰則一覧表」参照

1. 薬物を乱用すると…

乱用される薬物は、中枢神経系に作用することから、乱用したときの快感を得たり、薬物の効果が切れたときの苦痛などから逃れるため、薬物による効果を強く求めるようになる「依存性」が形成されます。また、薬物を繰り返し使用しているうちに同じ量では効かなくなる「耐性」が生じます。

「一度だけ」という好奇心や遊びのつもりでも、薬物の依存性と耐性によって、乱用する量や回数はどんどん増えていくという悪循環に陥り、自分の意志では止めることができなくなります。

また、乱用を止めても、睡眠不足や過労、ストレス、飲酒等をきっかけに、突然、幻覚や妄想等の精神障害が現れるフラッシュバック（再燃現象）が起こることがあります。

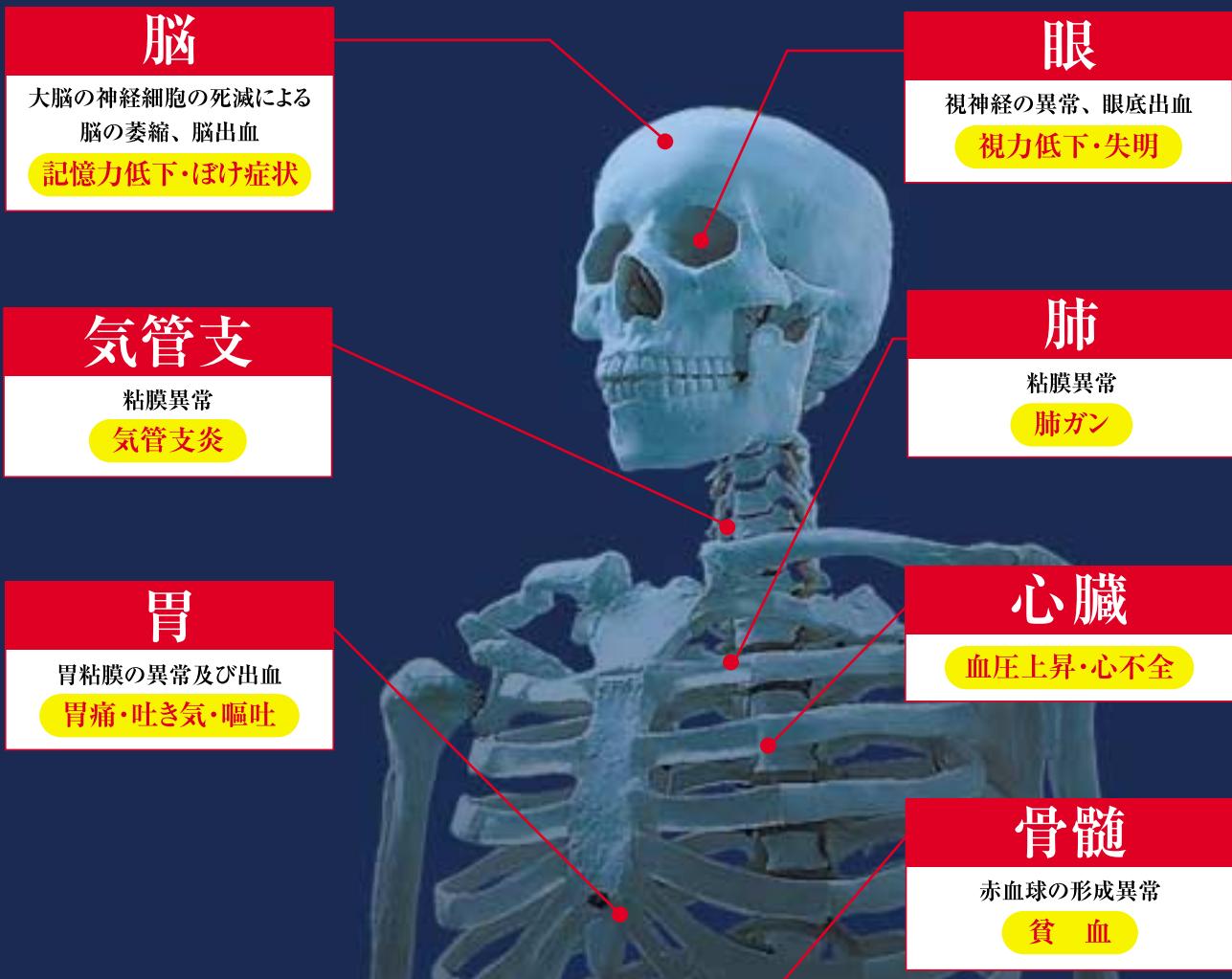
2. 精神・身体への影響について

覚せい剤を始めとする薬物の乱用は、精神と身体の両面を深く致命的に破壊します。脳の正常な発達を止めてしまい、精神のバランスを悪くさせます。乱用により、一時的に頭が冴える、神経が興奮するというような感覚を得たように感じられることがあります。その後、脱力感や疲労感に襲われ、ついには幻覚、妄想といった症状が引き起こされます。

また、薬物の乱用は、体の主要な器官に右のような深刻な悪影響を及ぼし、最悪の場合、死に至らしめます。



注射痕



- 例 ➤ 覚せい剤 ➤ 覚せい剤精神病 → 幻聴、幻視、妄想など
- 例 ➤ 大 麻 ➤ 大 麻 精 神 病 → 幻覚、妄想など
- 例 ➤ シンナー ➤ 有機溶剤精神病 → 幻覚、妄想など



正常者の歯



正常者の脳



有機溶剤の乱用により腐食した歯



有機溶剤依存者の脳

※ 有機溶剤の乱用により腐食した歯・正常者の脳・有機溶剤乱用者の脳の写真は、国立精神・神経センター精神保健研究所薬物依存研究部
部長 和田清氏提供によるもの

3. 薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故――

薬物を乱用すると、**急性中毒**によって**死亡**することがあるほか、その薬理作用から**幻覚**、**妄想**等の精神障害に陥り、**殺人**、**強盗**、**放火**等の凶悪な犯罪や重大な**交通事故**等を引き起こしたり、**自殺**を図ったりすることができます。また、薬物の購入資金を得るための犯罪も発生しています。

平成21年中の薬物常用者による刑法犯検挙人員は858人で、そのうち、殺人が10人、強盗が57人、放火が4人でした。

次に挙げる犯罪や事故の実例は、薬物乱用の恐ろしさを如実に示しています。

※薬物常用者：覚せい剤、麻薬、大麻、あへん、向精神薬を常用している者及びトルエン等有機溶剤又はこれらを含有するシンナー、接着剤等を常習的に乱用している者をいい、中毒症状にあるか否かを問わない。

事例

(平成21年)

逮捕監禁致死傷（1月・三重）

覚せい剤を使用していた無職の男は、「殺してやるぞ」等という幻聴・幻覚により、女性従業員に包丁を突きつけて飲食店に立てこもった。

強盗殺人（6月・愛知）

覚せい剤を使用していた土木作業員の男二人は、覚せい剤と現金欲しさから違法薬物を密売していた外国人男性の胸を刃物で突き刺して殺害し、覚せい剤と車を奪った。

多重交通事故（6月・兵庫）

大型トラック運転手の男は、国道を蛇行しながら走行し、通行車両8台や道路脇の自動販売機等に次々と衝突した。その後、トラックを停止させた警察官に「荷台が燃えている」等と意味不明な言動をしながら、警察官の腹部等を蹴るなどした。逮捕後に覚せい剤の使用事実が判明した。

窃盗（1月・愛知）

覚せい剤を使用していた土木作業員の男二人は、覚せい剤を買う金欲しさから自動車盗や車上ねらいを繰り返した。

死亡交通事故（3月・北海道）

覚せい剤を使用した土木作業員の男は、車を運転中に対向車線にはみ出し、車両と正面衝突し、対向車両を運転していた男性を死亡させた。

放火（7月・和歌山）

覚せい剤を使用していた無職の男は、焼身自殺しようと自宅2階の自室で布団に灯油を撒き、ライターで火を付け、天井や壁などを燃やした。



自傷

放火

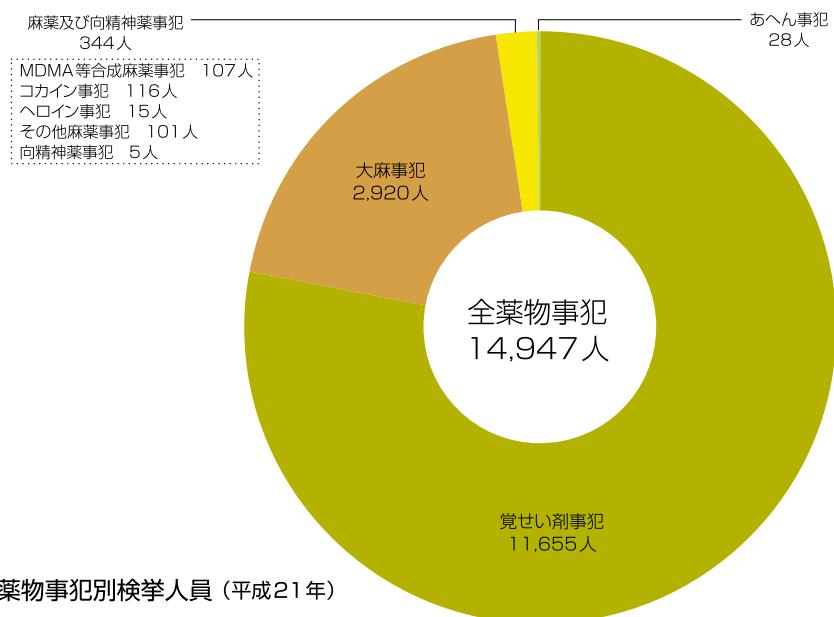
自殺未遂

交通事故

※写真と事例は関係ありません。

薬物事犯の検挙状況

平成21年中の薬物事犯の検挙人員は、14,947人で、うち覚せい剤事犯が、11,655人と約8割弱を占め、最も多く、次いで、大麻事犯、MDMA等合成麻薬事犯となっています。

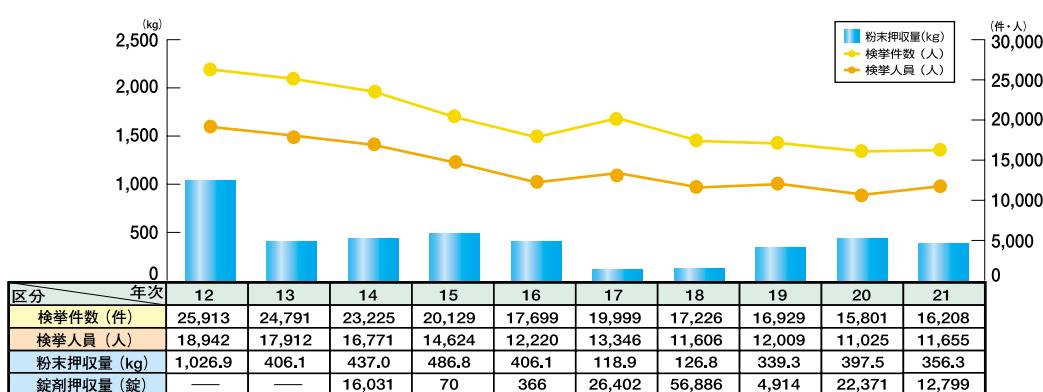


1. 覚せい剤事犯

覚せい剤事犯の検挙人員は、11,655人で前年より増加しており、暴力団構成員及び準構成員が依然として検挙人員の過半数を占めています(P13参照)。また、来日外国人による覚せい剤事犯についても426人と増加しており、依然として高い水準で推移しています。

押収量は、粉末が356.3kgと前年よりも減少し、錠剤も12,799錠と減少しています。

●覚せい剤事犯の検挙状況 (平成12年～平成21年)



●少年の覚せい剤事犯検挙人員 (平成17年～21年)

区分	年次	件	人
検挙件数(件)	17	25,913	18,942
うち高校生(人)	17	427	55
うち中学生(人)	17	23	11

少年の覚せい剤事犯は、減少傾向にありますか、依然として中学生・高校生の検挙もみられます。

●初犯者・再犯者別検挙人員 (平成17年～21年)

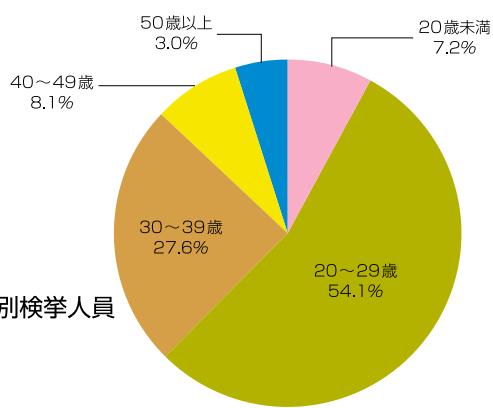
区分	年次	件	人
検挙件数(件)	17	25,913	18,942
うち再犯者数(人)	17	7,351	6,336
比率(%)	17	55.1	54.6

覚せい剤事犯を初犯者・再犯者別にみると、再犯者が過半数を占めています。

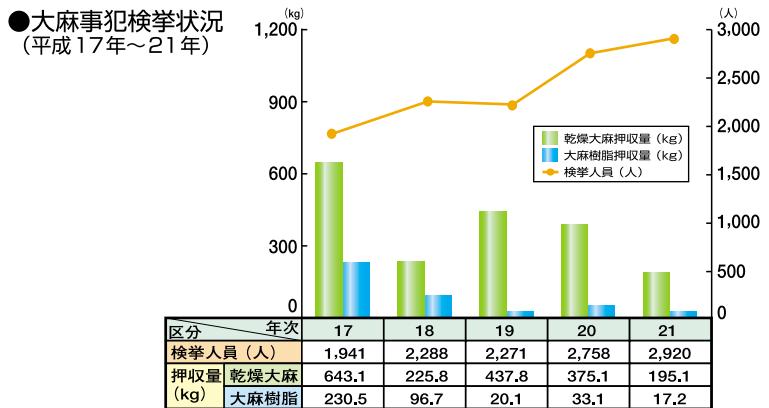
2. 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、2,920人と前年に続き、過去最高を記録しました。検挙人員の61.3%を30歳未満の若年層が占めるとともに、84.8%を初犯者が占めています。

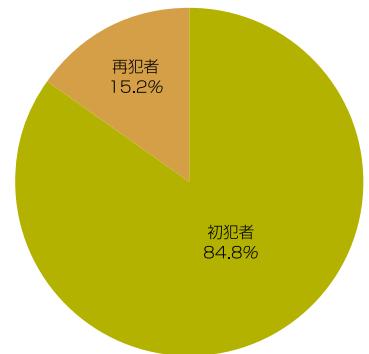
押収量は、乾燥大麻が195.1kgと前年より減少し、大麻樹脂も17.2kgと減少しました。



●大麻事犯検挙状況
(平成17年～21年)



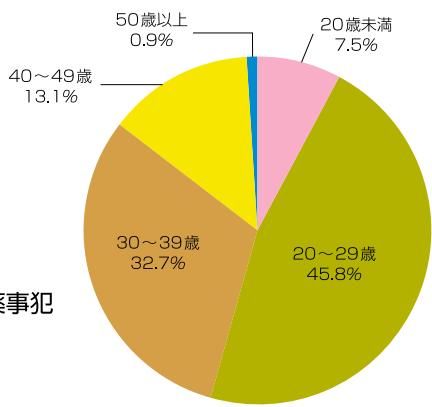
●初犯者・再犯者別検挙人員
(平成21年)



3. MDMA等合成麻薬事犯

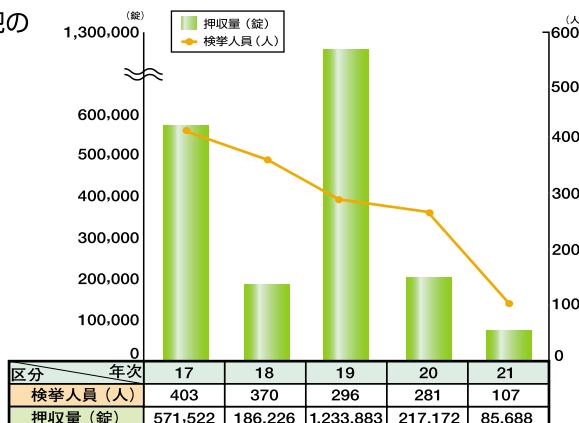
MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員は、107人と前年より大幅に減少しました。検挙人員の53.3%を30歳未満の若年層が占めるとともに、86.0%を初犯者が占めています。

押収量は、85,688錠と前年より大幅に減少しました。

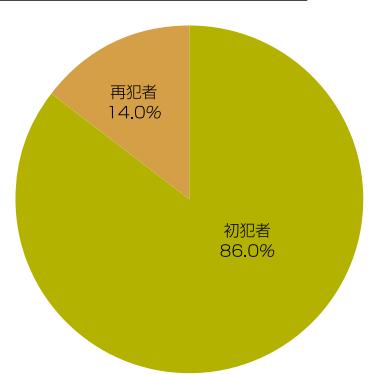


●MDMA等合成麻薬事犯の
検挙状況
(平成17年～21年)

注:押収量には、覚せい剤とMDMAの混合錠剤を含む。



●初犯者・再犯者別検挙人員
(平成21年)

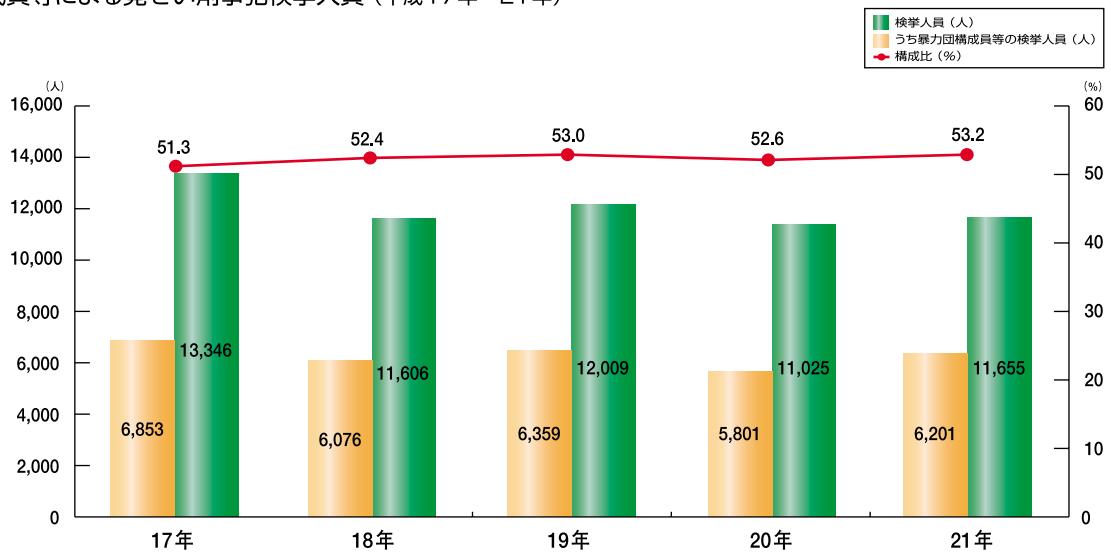


薬物密売の実態

1. 薬物密売に深く関わる暴力団等犯罪組織

我が国では、従来から暴力団が覚せい剤の不正取引の中核的な存在であり、組織的に密売を行い、これを資金源としています。平成21年中の覚せい剤事犯検挙人員に占める暴力団構成員及び準構成員の割合は、53.2%と過半数を占めています。また、大麻事犯においては、29.8%、MDMA等合成麻薬事犯では、26.2%と高い割合を占めており、暴力団構成員等が幅広く薬物事犯に関与していることがうかがえます。

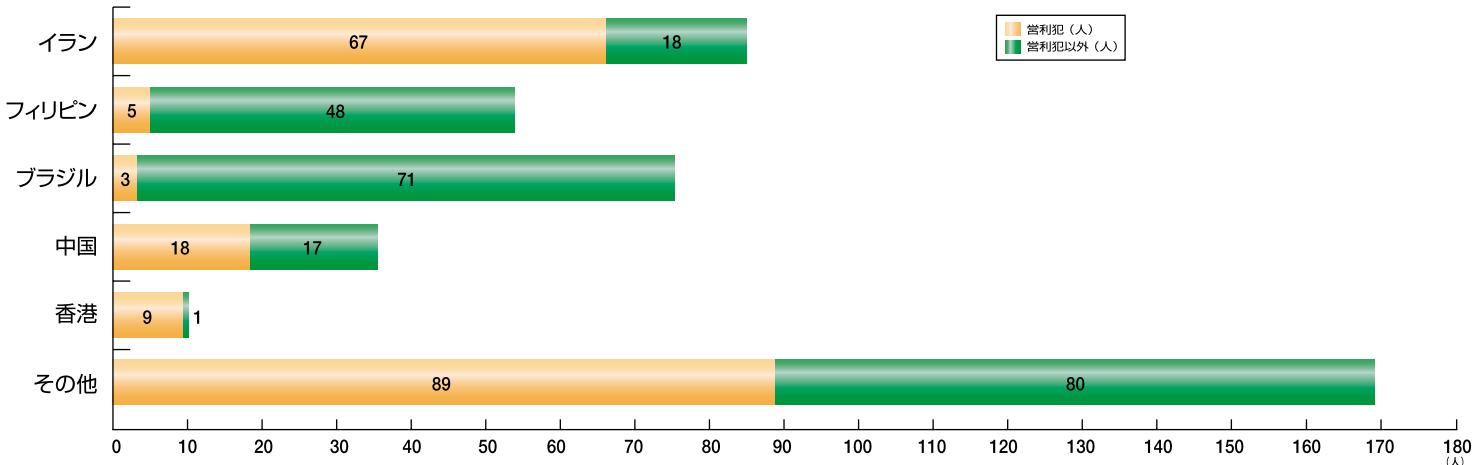
●暴力団構成員等による覚せい剤事犯検挙人員（平成17年～21年）



また、イラン人薬物密売組織が覚せい剤等薬物の密売に深くかかわっており、平成21年中のイラン人による覚せい剤事犯は85人で前年より減少し、そのうち営利犯は67人と全体の78.8%を占めています。

イラン人薬物密売組織は、携帯電話等を利用して接觸場所を指定し、交渉役、代金受領役等の役割分担をするなど、巧妙かつ組織的な密売を敢行しています。

●来日外国人による覚せい剤事犯の検挙人員（平成21年）



2. 密売の手口

薬物の密売は、携帯電話等を利用して末端乱用者から注文を受け、その引き渡しにあたっては、接触場所を指定して落ち合い、代金と引き換えに引き渡したり、直接接触せずに、指定した口座に代金を送金させた上で、宅配便等を利用して送付するなどの手口で行われており、警察の取締りから逃れるため、巧妙化の度合いを強めています。

また、インターネットを利用した薬物密売も行われており、その手口は、電子掲示板に「エス0.2g 1万円」等と掲載するなどし、これにアクセスしてきた客とメール等で量や金額、届け先をやりとりし、その多くは、非面接方式で取引されています。

さらに、繁華街のクラブ内で薬物の密売、乱用が行われている事例も見られます。

覚せい剤の末端価格は、平成20年夏ころをピークに高騰し、その後、わずかではあるが値下がり傾向にあるものの、依然として高値状態で推移しています。(平成21年中は、1万円で0.1g強。)



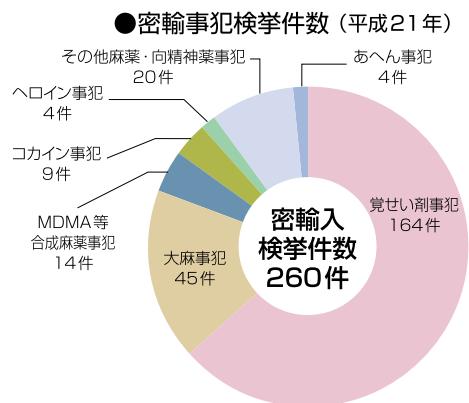
薬物密輸の実態

1. 薬物の仕出地

我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から密輸入されたものです。

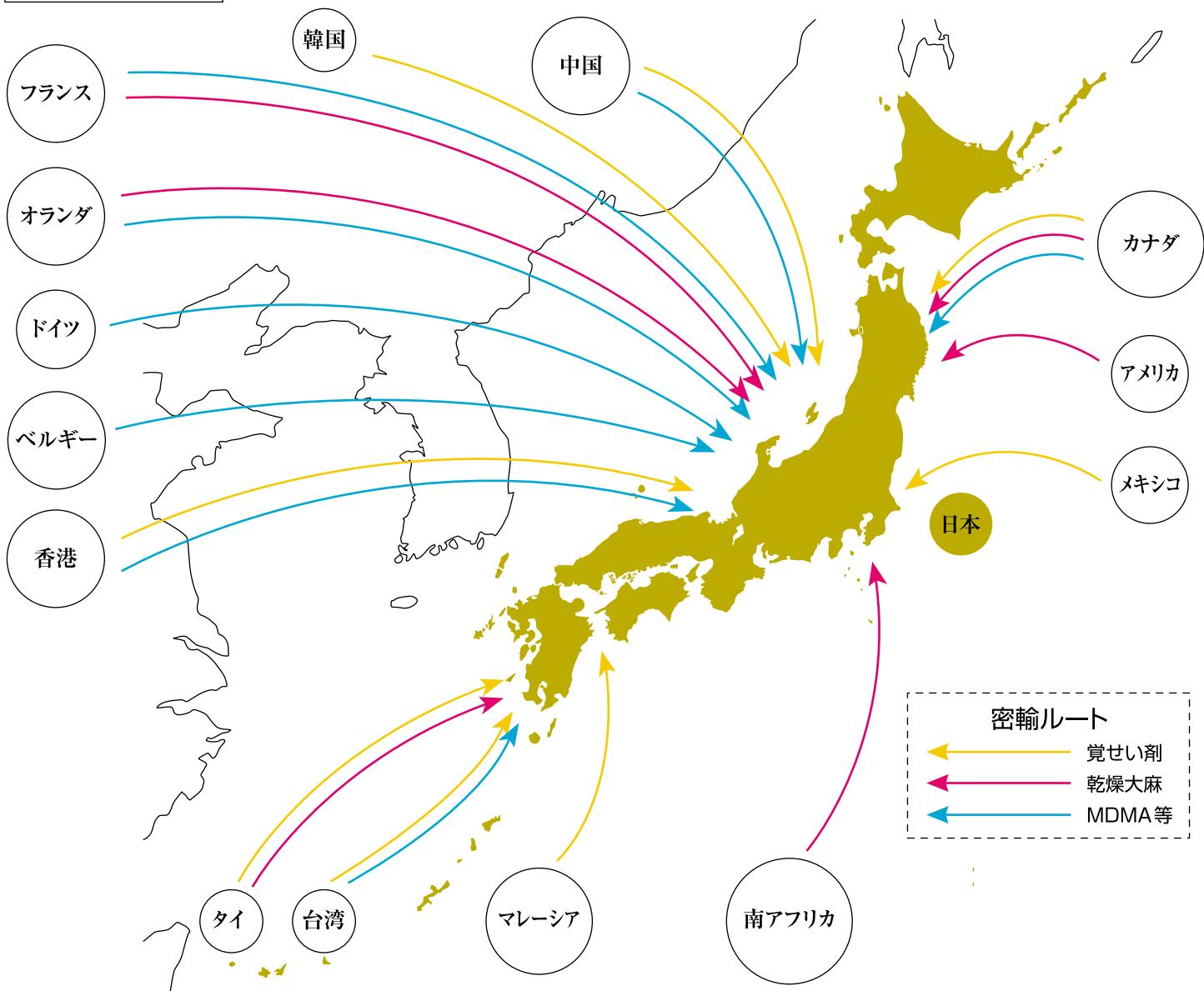
平成21年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は、260件（61件増）、検挙人員は321人（85人増）といずれも大幅に増加しました。

薬物事犯別では、覚せい剤事犯が大幅に増加（87件・122人増）しましたが、大麻事犯やMDMA等合成麻薬事犯は減少しました。



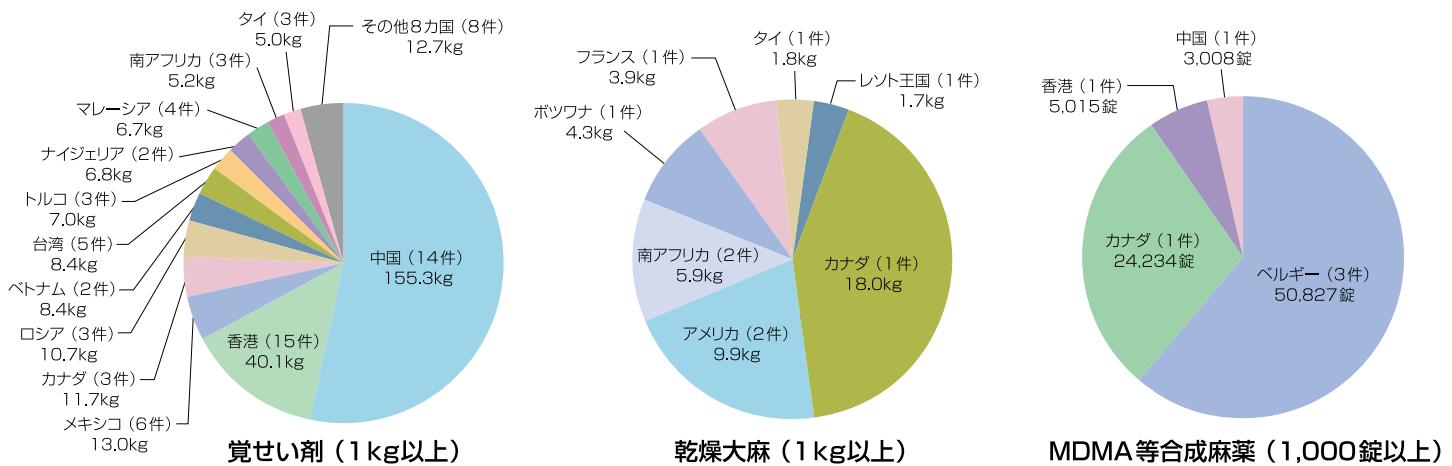
主な密輸ルート

※平成17～21年の大量押収（1kg以上。MDMA等合成麻薬は1,000錠以上。）事例より。



大量押収事案の仕出地（平成21年）

注：グラフは仕出地別の押収量によるものである。



平成21年中の主要な事件

中国人による船舶利用の大量覚せい剤密輸事件

外国船籍の漁船と小型ボートを使って、漁港付近の堤防から旅行カバンに詰めた覚せい剤約120キログラムを密輸入した事件で、中国人の船長ら6名のほか、覚せい剤を荷受けしようとした中国人3名及び事件に関与した日本人等4名を覚せい剤取締法違反等で逮捕しました。



薬物乱用の実態

薬物乱用者等の手記

大麻乱用者（26歳、男性、運送業）

私が大麻を吸うようになったのは、クラブでDJをやっていた時に、友達から勧められたのがきっかけです。

外国の音楽が好きで、映画で観る外国人歌手のように大麻を吸ってみたいという興味もあって、最初は軽い気持ちで吸ってみたのです。

煙草とは違う大麻独特の何とも言えない香り、吸った後の身体が軽くなるような気持ち良さ、普段聞いていた音楽がいつも以上に良く聞こえ、大麻を吸わなければ落ち着かないようになり、気づいた時には、すっかり大麻の虜になっていました。

次第に、もっと効き目が強い大麻を吸ってみたいと思うようになりました、大麻の種を購入して自分で栽培し、収穫した大麻を吸ったり、友達に売っては生活費や遊び金を稼ぐようになってきました。

そして、とうとう私がやっていたことが警察にバレてしまい、逮捕されることになったのです。

逮捕されたことで、大麻を吸ったり、売っていたことが会社にも知られ、私は会社を解雇されました。

私の収入がなくなり、当時、結婚したばかりの妻は、警察の留置施設へ面会に来る度に、「お金がない、生活できない。もう離婚したい。」と泣き崩れるのでした。

留置施設の中にいる私には何も言えず、ただうつむいて妻からの罵声を受け止め、「済まなかった。悪かった。」と謝ることしか出来ませんでした。

その時の私も妻も、本当に慘めでした。

私の軽率な行動が自分の将来や家族の幸せを奪う結果になり、反省しています。

もう二度と大麻や違法な薬物に手を出すことはありません。

私は現在、新しい仕事も決まり、妻とも少しずつですが、失った時間を取り戻しつつあります。

私の経験から皆さんに言いたい。

軽い気持ちで違法な薬物に手を出し、自分や家族の幸せを失い、人生を棒に振らないで欲しい。

その先には惨めな姿しかないのだから。

覚せい剤乱用者（34歳、男性、建設業）

私が覚せい剤を使うようになったのは、仕事のことで悩み、精神的にぐらついていた時に、職場で仲の良かった同僚から、「覚せい剤は、悩み事を忘れることができるよ。」と勧められたのが始まりでした。

私は、覚せい剤は違法なものだと知っていましたが、自分でも一度やってみたいという好奇心があり、何よりも「この精神的な苦痛から解放されたい」という一心から『一回きり』と自分に言い聞かせ、覚せい剤を使ってしまったのです。

初めて覚せい剤を使った時は、これまで味わったことのない衝撃と快楽を受けてしまい、「一度きり」と思っていたはずが、その快楽におぼれ、「また打ちたい。」と繰り返し思うようになってしまいました。

覚せい剤が切れた直後は、罪悪感でいっぱいになるものの、時が経てばすぐに「また覚せい剤をやりたい。」という強い衝動に駆られ、いけないことだと分かっていてながら、いつの間にか、それを止められない、どうすることも出来ない自分がいました。

そうなると覚せい剤を買う金が必要で、妻に生活費すら渡せない状態となり、次第に家族の生活は苦しくなってきました。

そんな中、突然、家に警察がやって来て、私は逮捕されてしまいました。

その時、妻は何も言わず、生後2ヶ月になる娘のそばで、留置施設に入る私のために、着替えなどの支度を始めました。しかし、その後ろ姿は小さく震えており、妻が懸命に涙を堪えているのが分かりました。

逮捕されて、そんな妻と娘の姿を見て、私はようやく自分の愚かさに気づき、そしてがく然となりました。

「妻は生後間もない娘を抱え、これからどうやって生活するんだろう。」警察の留置施設で一人になると、妻と娘のことばかりを考え、いい知れない不安と絶えることのない後悔から、胸が張り裂ける思いでした。

留置施設では、私の他にも覚せい剤で逮捕されていた男がいて、幻覚を見て大声で叫んだり、暴れていました。

そんな男の様子を見て、私は「もしかしたら自分もあんな姿になっていたかもしれない。その前に捕まって良かった。」と素直に思えるようになり、「二度と覚せい剤は使わない。」と心に堅く誓いました。

覚せい剤は、自分の気持ちの弱さに入り込んでくる恐ろしい魔物です。一度手を染めてしまったら、自分からは、絶対に逃れられません。

私はもう、二度と魔物に近づきません。同じ過ちは繰り返しません。

自分のために、そして大切な家族のために。

覚せい剤乱用者の母親(62歳、女性、主婦)

ある日、裁判所からの娘宛の封書を受け取りました。

胸騒ぎがして封を切ると、『被告人』の欄には娘の名前、次の欄には『覚せい剤取締法違反』の罪状が書かれていました。身体中の血が一気に逆流するような衝撃を受けました。

私は、裁判を告げるこの手紙を見るまで、娘が覚せい剤に手を染めていることを全く知りませんでした。

娘は大学を卒業後、10年近く、一生懸命に仕事をしていましたし、ダンスの指導者としても活躍していました。離婚をしてしまいましたが、結婚もしていました。

小さい頃は元気で活発な、色々なことに前向きに取り組む子でした。

そんな娘に対する裁判では、執行猶予付きの判決が下りました。

判決から半年ほど経ったある日、娘が突然、「お母さん、そっち向かないで。死神がいる。」というような意味不明なことを言いながら、私にすがりついてきました。

私の人生が崩れ落ちるような感覚に襲われたのもつかの間、娘の様子が見る間に変わっていきました。

何かに怯える様子で、「ウワー」とか「ギヤー」と大声で叫びながら、あちらこちらを手で払いのけるのです。

その動きが激しさを増してきて、どうにもならない状態になった時、夫と次女、そして私の3人で、娘を畳の上に押し倒し、両手足を押さえつけ、口を塞いでいました。

娘の心臓は、胸から飛び出しそうな勢いで、激しく鼓動を打っていました。

夫が突然、「その濡れたタオルじゃ、死ぬぞ。」と叫びました。

次女と私の手で塞いだ娘の口には、私がいつの間にか掴んでいた濡れタオルがあったのです。

「こんな修羅場を世間に知られたくない」という気持ちから、無意識のうちに娘の口に濡れタオルを押し当てていたのでしょう。

徐々に狂ったような状態が遠ざかり、やがて落ち着きを取り戻した娘は、「自首する」と言いました。

「執行猶予中の再使用、警察に自首すれば間違いなく刑務所行きになる。どうしたら良いのだろうか。」

家族全員で話し合いましたが、結局、娘を自首させることに決めました。

それは

「再び、あの修羅場を起こしたら、娘はきっと死んでしまう。」

と、本人も私達も強く感じていたからです。

娘の『死』よりも、覚せい剤が絶対に使えない『刑務所』を選んだのです。

夫と私が付き添い、娘と一緒に近くの警察署へ行きました。

娘は現在、刑務所に服役しています。

今、私は薬物依存症を抱える家族のための家族会に通い、薬物依存や依存症について学んでいます。

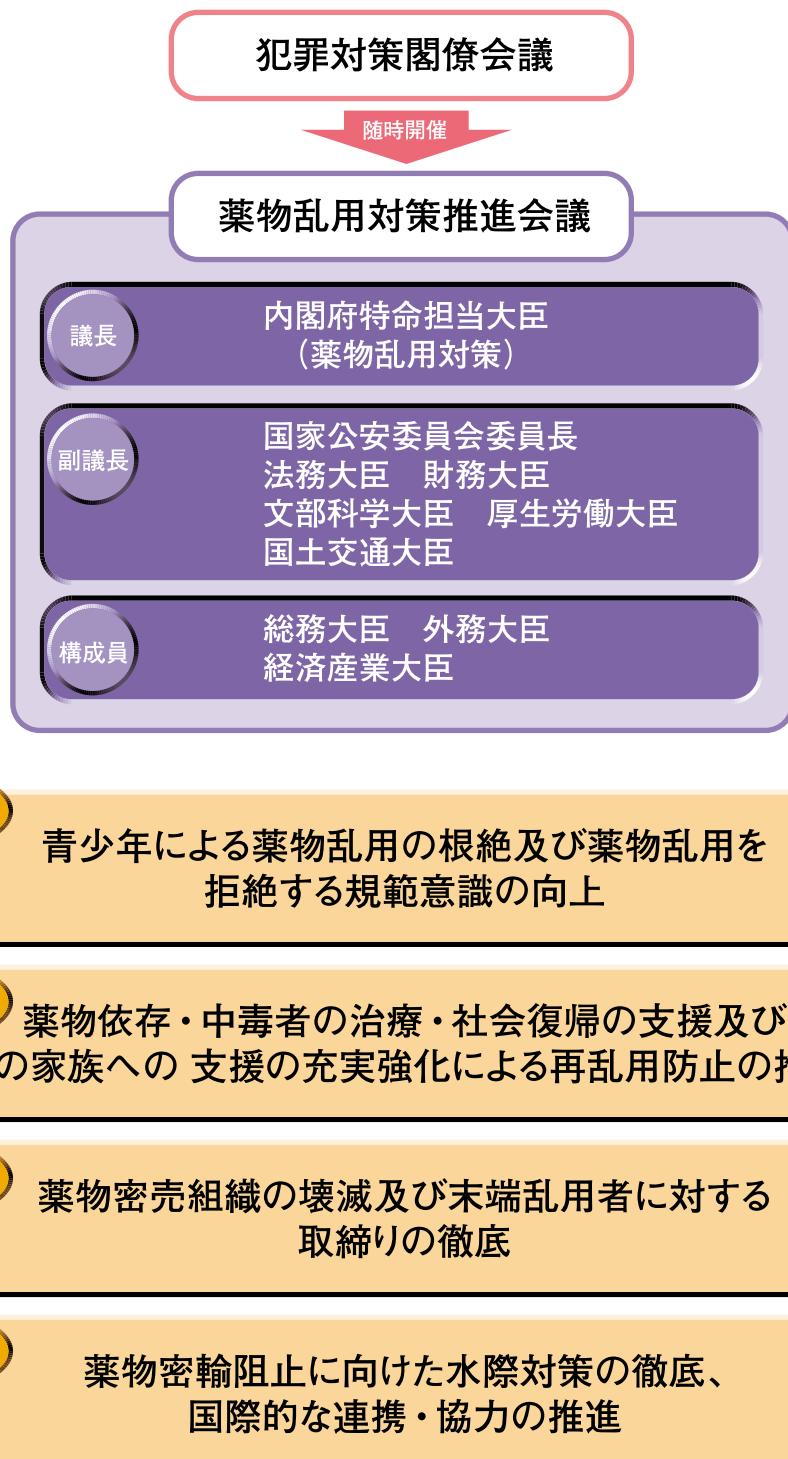
そして薬物依存症が病気であることや、この病気は完治しないが、回復はすると教えられました。

娘の回復を待ち続けられる母親でありたいと思っています。

薬物対策の推進

1. 政府の取組み

第三次覚せい剤乱用期の早期終息を図るため、政府の「薬物乱用対策推進会議」は、平成20年8月に策定された「第三次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、関係省庁の協力の下、薬物対策を強力に推進しております。



2. 警察の取組み

① 供給の遮断

我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から流入していることから、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、外国の取締機関等との情報交換を緊密に行ってています。

また、薬物犯罪組織の壊滅を図るため、コントロールド・デリバリー、通信傍受等の効果的な捜査手法を活用した捜査を推進しているほか、麻薬特例法の規定に基づき、通常の密輸・密売等をより重く処罰することのできる、業として行う密輸・密売等の検挙を推進しています。

② 需要の根絶

薬物乱用は、乱用者自身の精神、身体をむしばむばかりではなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあります。社会の安全を脅かすものです。薬物の需要の根絶を図るためにには、社会全体に、薬物を拒絶する規範意識が堅持されていることが重要です。

警察では、末端乱用者の検挙を徹底するとともに、広報啓発活動を行い、薬物の危険性・有害性についての正しい知識の周知を図っています。

③ 国際協力の推進

薬物の不正取引は、薬物犯罪組織により国境を越えて行われており、一国だけでは解決できない問題です。主要国首脳会議（サミット）、国際連合等の国際的な枠組みの中でも、地球規模の重大な問題として、その解決に向けた取組みが進められています。

警察では、捜査員の相互派遣、国際会議への参加を通じた情報交換等の国際捜査協力のほか、関係国に対する薬物捜査に関する技術協力を推進しています。

具体的には、平成21年9月から10月にかけて、独立行政法人国際協力機構（JICA）と共に、アジア、中南米等の14か国、1地域から薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締りに関する情報交換と日本の捜査技術の移転を図るための薬物犯罪取締セミナーを開催しました。また、平成22年2月には、31か国、2地域、2国際機関の参加（オブザーバーを含む。）を得て、第15回アジア・太平洋薬物取締会議を東京で開催し、薬物の不正取引の現状と対策について討議を行いました。



薬物乱用防止キャンペーン



第15回アジア・太平洋薬物取締会議

資料編



薬物取締関係法の主な罰則一覧表

●覚せい剤取締法

規制対象物	違反形態	罰則
覚せい剤	輸入、輸出、製造	(単純) 1年以上の有期懲役 (常利) 無期又は3年以上の懲役 情状により1,000万円以下の罰金を併科
	譲渡し、譲受け、所持、使用	(単純) 10年以下の懲役 (常利) 1年以上の有期懲役 情状により500万円以下の罰金を併科
覚せい剤原料	輸入、輸出、製造	(単純) 10年以下の懲役 (常利) 1年以上の有期懲役 情状により500万円以下の罰金を併科
	譲渡し、譲受け、所持、使用	(単純) 7年以下の懲役 (常利) 10年以下の懲役 情状により300万円以下の罰金を併科

●大麻取締法

規制対象物	違反形態	罰則
大麻	栽培、輸入、輸出	(単純) 7年以下の懲役 (常利) 10年以下の懲役 情状により300万円以下の罰金を併科
	譲渡し、譲受け、所持	(単純) 5年以下の懲役 (常利) 7年以下の懲役 情状により200万円以下の罰金を併科

●麻薬及び向精神薬取締法

規制対象物	違反形態	罰則
ヘロイン	輸入、輸出、製造	(単純) 1年以上の有期懲役 (常利) 無期又は3年以上の懲役 情状により1,000万円以下の罰金を併科
	製剤、小分け、譲渡し、譲受け、交付、所持、施用、廃棄、受施用	(単純) 10年以下の懲役 (常利) 1年以上の有期懲役 情状により500万円以下の罰金を併科
ヘロイン以外 (コカイン、MDMA等)	輸入、輸出、製造、栽培	(単純) 1年以上10年以下の懲役 (常利) 1年以上の有期懲役 情状により500万円以下の罰金を併科
	製剤、小分け、譲渡し、譲受け、所持、施用、施用のための交付	(単純) 7年以下の懲役 (常利) 1年以上10年以下の懲役 情状により300万円以下の罰金を併科
向精神薬	輸入、輸出、製造、製剤、小分け	(単純) 5年以下の懲役 (常利) 7年以下の懲役 情状により200万円以下の罰金を併科
	譲渡し、譲渡し目的所持	(単純) 3年以下の懲役 (常利) 5年以下の懲役 情状により100万円以下の罰金を併科
麻薬等原料	業務の届出違反	20万円以下の罰金
	無届の輸入、輸出	10万円以下の罰金

●あへん法

規制対象物	違反形態	罰則
あへん (けし、けしがら)	栽培、採取、輸入、輸出	(単純) 1年以上10年以下の懲役 (常利) 1年以上の有期懲役 情状により500万円以下の罰金を併科
	譲渡し、譲受け、所持	(単純) 7年以下の懲役 (常利) 1年以上10年以下の懲役 情状により300万円以下の罰金を併科
	吸食	7年以下の懲役



●麻薬特例法

違 反 態 様	罰 則
<ul style="list-style-type: none"> ●ヘロイン等の輸入・輸出・製造・製剤・小分け・譲渡し・譲受け・交付（麻向法64条、64条の2） ●ヘロイン等以外の麻薬の輸入・輸出・製造・製剤・小分け・譲渡し・譲受け（麻向法65条、66条） ●麻薬原料植物栽培（麻向法65条） ●向精神薬を輸入・輸出・製造・製剤・小分け・向精神薬を譲渡し（麻向法66条の3、66条の4） ●大麻を栽培・輸入・輸出・譲渡し・譲受け（大麻取締法24条、24条の2） ●けしを栽培・あへんを採取・あへん又はけしがらを輸入・輸出・譲渡し・譲受け（あへん法51条、52条） ●覚せい剤輸入・輸出・製造・譲渡し・譲受け（覚せい剤取締法41条、41条の2） 	左記に掲げる行為を業として行った場合 無期又は5年以上の懲役及び1,000万円以下の罰金
薬物犯罪収益等の取得・処分の事実の仮装、隠匿	5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
薬物犯罪収益等の收受	3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこの併科
規制薬物としての輸入・輸出	3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金
規制薬物としての譲渡し・譲受け・受交付・所持	2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金
薬物犯罪収益等隠匿・收受の罪の実行又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆し	3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

●組織的犯罪処罰法

違 反 形 態	罰 則
薬物犯罪収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科

●毒物及び劇物取締法

規制対象物	違 反 形 態	罰 則
シンナー等 有機溶剤	無登録販売等	3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科
	知情販売、授与	2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこの併科
	摂取、吸入、摂取・吸入目的所持	1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこの併科

●薬事法

規制対象物	違 反 形 態	罰 則
指定薬物	製造、輸入、授与、販売、授与目的貯蔵、陳列	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科 (業として行った者) 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科

*1 「麻薬特例法」とは、平成3年に制定された「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。

*2 「組織的犯罪処罰法」とは、平成11年8月に制定された「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。



編集・発行 | 警察庁薬物銃器対策課